

社会福祉法人 生愛福祉事業団

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人生愛福祉事業団の役員等（以下「役員等」という。）に対する報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬を支給する役員等の範囲)

第2条 報酬を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事（施設長である理事を除く）
- (2) 監事
- (3) 評議員

(役員等報酬)

第3条 役員等が役員会等の会議・研修会に出席した場合は、別表に掲げる報酬を支給する。

- 2 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として生愛福祉事業団旅費規程により支給する。
- 3 役員等が公務のため施設内等で業務を遂行したときは、別表に掲げる報酬を支給する。ただし、勤怠表等に勤務時間を記録として残すものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 別 表 (第3条関係)

(会議・研修等出席した場合の報酬)

| 区 分                | 理 事                  | 監 事     | 評 議 員   |
|--------------------|----------------------|---------|---------|
| 3時間以上出席<br>した場合の日額 | 10,000円              | 10,000円 | 10,000円 |
| 3時間未満出席<br>した場合の日額 | 5,000円               | 5,000円  | 5,000円  |
| 交 通 費              | 社会福祉法人生愛福祉事業団旅費規程による |         |         |

(業務出勤した場合の報酬)

| 区 分 | 理 事 長  | 理 事・監 事 | 評 議 員  |
|-----|--------|---------|--------|
| 時 給 | 5,000円 | 3,000円  | 2,000円 |